

一般社団法人輝水会 寄附金取扱規程

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人輝水会（以下、「本法人」という。）が受領する寄附金に関し、必要な事項を定めるものとする。

(寄附金の種類及び募集)

第2条 本法人が受領する寄附金の種類は、次のとおりとする。

- (1) 一般寄附金 寄付者が用途を特定せずに寄附した寄附金
- (2) 特定寄附金 寄付者が寄附の申込にあたり、あらかじめ用途を特定した寄附金
 - 2 この規程における寄附金には、金銭のほか金銭以外の財産権を含むものとする。
 - 3 本法人は常時、寄附金を募ることができる。

(寄附条件)

第3条 本法人は、次の条件を付した寄附金は受け入れることができない。

- (1) 寄付者に寄附の対価として何らかの利益又は利宣を供与すること
- (2) 寄附後に寄付者が寄附の全部又は一部を取り消すこと
- (3) 寄附金による学術研究等の結果得られた知的財産権を寄付者に譲渡し、又は、無償で使用させること
- (4) 寄附金の使用について、寄付者が会計監査を行うこと
- (5) 寄附金を受け入れることにより本法人に財政負担を伴わせること
- (6) その他、法人運営上支障があると理事長が認めた場合

(寄附の手続き)

第4条 寄附金等本法人に寄附しようとするものは、書面（電磁的方法によるものを含む）にて寄附金の申し込みを行う。

2 本法人は、前項により寄附金の申し込みを受領したときには、第3条の基準に該当しないことを確認し、寄附金等の受け入れを行う。

3 寄附金等の受け入れが決定したときは、寄付者に対しその旨を通知するとともに、振込依頼書等寄附の受け入れに必要な書類を送付する。

(寄附金の用途)

第5条 一般寄附金は、定款第4条の公益目的事業に使用し、一部を管理費として使用するものとする。

2 特定寄附金は、寄付者の特定した用途に使用し、一部を管理費として使用するも

のする。

3 前2項の費用配分は、理事会において決定する。

(受領書等の送付)

第6条 寄附金を受領したときは、受領書を寄付者に送付するものとする。

2 前項の受領者には、本法人の公益目的事業②関連する寄附金である旨、寄附金額及びその受領年月日を記載するものとする

(個人情報保護)

第7条 寄付者に関する個人情報については、別に定める個人情報保護規程に基づき、細心の注意を払って情報管理に努めるものとする。

(補足)

第8条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し、必要な事項があるときは、理事長が理事会の承認を得て別に定めるものとする。

(制定及び改廃)

第9条 この規程の制定及び改廃は、理事会の決議を経て行う。

(附則)

この規程は、平成27年4月23日から施行し、平成27年4月8日から適用する。